

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 町及び字の区域の変更
解除予定の保安林

土地区画整理法による換地処分
国民健康保険法第三十七条第五項の規定による申出の受理

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を

次のように改正する。

別表一の一の項中(5)を(5)とし、(6)から(5)までを一ずつ繰り下げ、(15)の次に(16)として次のように加える。

(16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第八十六条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る町の名

同 上 の 区 域

立町四丁目

旗ヶ崎字石灰山五五五の五、旗ヶ崎字健花谷五五七、五五八、五五九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七三の〇、五七四、花園町六九、七〇の三、七〇の四、七二の〇、七二の四、七三の五、七三の六、七三の九、七三の一〇、七四の四、七四の五、七五の二、七五の三、七五の五、七六の二、七六の三、七六の五、七七の二、七七の三、七七の五、七八の二、七八の三、七八の四、七八の六、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、立町四丁目及びこれらと一体をなす国有地

花 園 町	花園町の区域のうち六九、七〇の三、七〇の四、七二の三、七二の四、七三の五、七三の六、七三の九、七三の一〇、七四の二、七四の三、七五の二、七五の三、七五の四、七六の二、七六の三、七六の五、七七の二、七七の三、七七の四、七八の二、七八の三、七八の四、七八の五、七八の六、七八の七、七八の八、八二、八三、八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
旗ヶ崎字石灰山	旗ヶ崎字石灰山の区域のうち五五五の五及びこれと一体をなす国有地以外の区域
旗ヶ崎字健花谷	旗ヶ崎字健花谷の区域のうち五五七、五五八、五五九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七三の一、五七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字寺ノ上山八八六の二、

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林の指定の目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防施設及び農道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字板井原字大井呑西畑八三〇の一

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百五十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇の一

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市両三柳字三保向と四五八〇の六、四五八〇の六

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百六十号

米子市旗ヶ崎団地土地区画整理事業施行地区内の宅地について、昭和四十三年二月九日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十一号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第二条第一項の規定に基づき、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定による申出を受理した旨の通知を受けたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
長野県 やまぎわ薬局	上田市松尾町五一六	昭四二年 八月三日
神奈川県 渡辺歯科医院	更級郡上山田町三八二五	九月二日
神奈川県 丸森歯科医院	横浜市中区住吉町六一六八	七月九日
愛知県 堀田歯科医院	津島市橋詰町三の九	二月三日
滋賀県 佐藤歯科洲本分院	野洲郡守山町洲本一五六〇	四月三日
了サセ薬局	高島郡新旭町大字新庄六一〇	六月一日
杉江医院	草津市草津二丁目七番一六号	二月二日
小林歯科医院	彦根市四番町三九	三月三日
伊良子医院	近江八幡市十王町九七	七月三日
藤田医院	神崎郡能登川町大字伊庭一九〇七	八月三日
野洲町国保祇王診療所	野洲郡野洲町上屋三〇一	八月三日
高田歯科医院	近江八幡市江頭町七八九	〇月三日
坂本	長浜市三ツ矢町六の三	〇月三日
藤井医院	大津市栄町二番三三号	一月八日
堅田診療所	本堅田町一六七〇	二月四日
井田歯科医院	八日市市八日市町七番七号	一月九日
広島県 藤井医院	広島市与田町三丁目一七二二	九月三日
末住歯科医院	安芸郡熊野町三六七九	〇月三日
高知県 うまじ薬局	安芸郡馬路村	六月二日
穴内川診療所	香美郡土佐山田町曾我部川六一	五月一日
福岡県 島中診療所	飯塚市幸袋町幸袋二二六の二	七月一日
村上歯科診療所	福岡市西新町二二の六	〇月一日
高津歯科医院	北九州市小倉区三萩野字片野新町南	〇月一日
安部	戸畑区南島旗町四番一五号	六月五日
洲上	嘉穂郡穂波町大字平恒一七三	七月一日
権藤医院	福岡市今泉町二丁目五番二十五号	六月四日
大島眼科医院	上皇服町一の八	七月三日
久留米地評白鳩診療所	久留米市南町一八〇〇の三	〇月三日

申出の受理の年月日

所在地

療養取扱機関名

真元医院	大牟田市一部町一四三	"	"	五月
長畑歯科診療所	北九州市小倉区赤坂延命寺一八六の四	"	"	三十一日
保野	久留米市東町六五	"	"	三十一日
有限会社若松薬局	北九州市若松区中川通二丁目七二三	"	"	一日
尾野医院	福岡市大字七隈四六一の三	"	"	九月一日
医療法人長生会長生診療所	" 中田町四の二	"	"	七月三十一日
山崎医院	筑後市羽犬塚五五六の一	"	"	九月一日
下津浦医院	八女市津江五五の一	"	"	八月八日
黒岩内科医院	久留米市両替町三	"	"	九月一日
大牟田地診診療所	大牟田市曙町二	"	"	九月一日
大辻病院	北九州市八幡区大字香月一七七九	"	"	七月二日
松本医院	若松区藤ノ木雷丸町三七	"	"	七月二日
半井歯科医院	久留米市筑後町白口一八八三	"	"	八月八日
宮園	八女市黒木町大字黒木七〇の一	"	"	七月二日
井上	北九州市小倉区産川町四一の九	"	"	七月二日
大山内科医院	" 大隈町一の一	"	"	七月二日
田中歯科医院	行橋市大字大橋五六二	"	"	七月二日
白石	" " " " 二六〇四	"	"	七月二日
清沢耳鼻咽喉科診療所	福岡市天神四丁目十番四号 中島ビル	"	"	九月一日
野母医院	大牟田市旭町三丁目八	"	"	九月一日
不知火保養院	" 大字手鎌一九七八	"	"	九月一日
下村歯科診療所	福岡市舞鶴一丁目一番三三号	"	"	九月一日
緒方歯科医院	筑紫郡筑紫野町二丁目五五六	"	"	九月一日
桜橋歯科診療所	北九州市小倉区大字長行六三	"	"	八月二四日
末永歯科医院	" 門司区	"	"	三月二日
古原医院	福岡市春住町三六	"	"	九月一日
熊丸病院	久留米市梅溝町大字六六一	"	"	九月一日
荒木医院	大牟田市一の浦町大字四	"	"	九月一日
月島辰鉦桐野診療所	鞍手郡宮田町大字上大隈六四四の七	"	"	九月一日
沖山耳鼻咽喉科医院	北九州市小倉区金田町一丁目十番	"	"	九月一日
歯科中村医院	福岡市下和白町一三五八	"	"	九月一日
古賀歯科医院	" 香住ヶ丘六丁目三	"	"	九月一日
関屋	筑紫郡筑紫野町針摺三六五の二	"	"	九月一日
川口	大牟田市大字草木四二六	"	"	九月一日
山本	田川市日の出町二十五	"	"	九月一日
宮定歯科診療所	田川郡赤村大字赤四七八五	"	"	九月一日

